



生産資材価格高騰によるきのこ生産者の経営への影響緩和のため、高騰した生産資材経費に対して支援します。

支援対象者

- ①宮崎県内で自らしいたけ(原木・菌床)、えのきたけを栽培している者
- ②きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者
- ③民間事業者の場合は「中小企業基本法第2条第1項第1号」に該当する者
 - ▶資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
 - ▶常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人

支援の金額

品目・生産方法ごとに資材価格上昇分の2分の1に相当する定額単価※1に令和6年の生産量※2を乗じた額を支援します(上限500万円)

支援
金額

≤

定額の
支援単価

×

R6の生産量
or R3~5生産量平均の低い方

きのこの種類	定額の支援単価 (円/kg)	
	補助率：1/2	補助率：7/10 ※3
原木乾しいたけ	177.39	248.00
原木生しいたけ	41.82	58.54
菌床しいたけ	12.51	17.52
えのきたけ	2.49	3.49

※1 定額単価は、県が令和4年と令和6年の資材価格を調査・比較し上昇分を算出した数値を用います

※2 令和6年度または6年次の生産量または過去3年平均(R3~5)のどちらか低い生産量が対象となります

※3 きのこと生産に係る経費のうち電気代が15%以上を占める取組実施者については補助率が10分の7となります

生産者
(きのこ生産業・畜産業)



きのこ生産業の収入が
全事業収入の過半数
に満たない場合

補助対象外

生産者
(きのこ生産業・畜産業)



きのこの種類: 原木乾しいたけ
次期生産量 : 700kg
補助率 : 1/2の場合

<補助金の計算>
700kg × 177.39円/kg
= **124,173円**

きのこ生産業の収入が
全事業収入の過半数
を占める場合

補助対象

生産者
(きのこ生産業)



きのこの種類: 原木乾しいたけ
原木生しいたけ
次期生産量 : (乾)500kg
(生)500kg
補助率 : 1/2の場合

<補助金の計算>
●原木乾しいたけ
500kg × 177.39円/kg
= **88,695円**
●原木生しいたけ
500kg × 41.82円/kg
= **20,910円**
●合計 **109,605円**

きのこ生産業の収入が
全事業収入の過半数
を占める場合

補助対象

スケジュール

R7

5～6月

○事業募集期間

7月上旬

○(生産者)取組計画書の提出

7月上旬～8月

○(県)書類確認、補助金内示

9月

○(生産者)補助金交付申請書、
請求書、実績報告書の提出

10月

○(県)生産者へ補助金を交付

R8

9月末

○事後報告

申請方法

取組計画書一式を地域管轄の県支庁・各振興局へ提出してください。

- 申請期限：令和7年7月9日(水)
- 申請方法：直接紙で持参 or 郵送 or 担当者へメール送付
- 申請書類一式：下記問合せ先 or 県ホームページから取得

事後報告

事後報告書を下記時期に提出する必要があります。

- 報告時期：令和8年9月末日
- 重 要

- (1) R7年の生産量かつ生産額が前年に比べ**3割以上減少**した場合は**補助金返還**の対象となる場合があります。
 - (2) 取組について**現地検査**を要求する場合があります。
 - (3) 当補助金は国庫補助金のため国の検査の対象となります。
- 適正な書類の作成・整理・保管にご留意ください。

問合せ先	TEL	管轄市町村
西臼杵支庁 林務課	0982-72-3178	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
東臼杵農林振興局 林務課	0982-32-6157	延岡市、日向市、門川町、美郷町
－ 諸塚駐在所	0982-65-0019	諸塚村
－ 椎葉駐在所	0982-67-2047	椎葉村
児湯農林振興局 林務課	0983-22-1350	都農町、川南町、高鍋町、新富町、木城町、西都市
－ 西米良駐在所	0983-41-4011	西米良村
中部農林振興局 林務課	0985-26-7283	宮崎市、国富町、綾町
西諸県農林振興局 林務課	0984-23-4725	小林市、えびの市、高原町
北諸県農林振興局 林務課	0986-23-4523	都城市、三股町
南那珂農林振興局 林務課	0987-23-4317	日南市、串間市
山村・木材振興課 (企画・特用林産担当)	0985-26-7157	総括